

神戸2合庁塵芥収集運搬業務（単価契約）（合庁分担）仕様書

1 契約件名

神戸2合庁塵芥収集運搬業務（単価契約）（合庁分担）

2 対象施設

神戸第2地方合同庁舎

神戸市中央区波止場町1-1

3 実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 目的

神戸第2地方合同庁舎で発生する事業系一般廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例並びに関係規則等を遵守し、次の要領により行うもの。

5 業務内容

(1) 当合同庁舎地下1階の廃棄物集積場のコンテナ(0.6㎡)に集積された廃棄物を法令、条例等に則り、適正に収集して神戸市の処理施設に運搬するものとする。

(2) 事業系一般廃棄物の区分等

イ 可燃ごみ

毎日（ただし、「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日及び係官が指定した日を除く。）午前中に収集すること。

ロ 不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

収集する日については、係官の指示による。

(3) 収集運搬に使用する袋は、神戸市指定袋の容量が45Lのものとする。

(4) 収集にあたっては、常に周辺の安全及び衛生の確保に心がけること。

(5) 廃棄物収集後、収集個数を収集個数表に記載し係官の確認を受けること。

6 年間予定数量

(1) 可燃ごみ 8,800袋

(2) 資源ごみ 1,900袋

(3) 粗大不燃ごみ 200袋

(4) カセットボンベ・スプレー缶（30L袋） 10袋

7 提出書類

神戸市から発行された「一般廃棄物収集運搬業許可証」の写しを1部係官に提出す。

ること。

8 再委託承諾申請書の提出。

受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託承諾申請書（以下「再委託」という。）（別紙様式）を提出し、承諾を得ること。

ただし、当庁が本仕様書において指定しているもの及び軽微な業務を再委託する場合は、この限りでない。

9 その他。

(1) 受注者の故意または過失により国または第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

(2) 地下1階への進入路の高さ制限は、2.2メートルであることからそれに対応した車両を使用し、施設等を損傷しないよう注意すること。

(3) 本仕様書に疑義が生じた場合は係官と協議し、その指示に従うものとする。

(4) 代金は、1ヶ月毎の支払いとし、入居官署が分担して支払うものとする。

発注者が適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、その代金を受注者に支払うものとする。

なお、適格請求書発行事業者においては、インボイス制度の要件を満たす適格請求書を発行すること。

(5) 担当官：第五管区海上保安本部総務部総務課専門官。

電話：078-391-6551 内線2800